



## 社内研修のおすすめ ハラスメント対策

2019年労働施策総合推進法が成立し、遂に法律によって「パワーハラスメント対策」を事業主に対し義務付けることになりました。既に施行されているセクハラとマタハラも含め、ハラスメントを放置した場合、事業主の責任が問われ損害賠償請求額も多額になります。しかも対策を講じただけでは不十分で、実態を伴わなければ事業主としての措置義務を果たしたとは言えないという厳しい判決が続いています。

実態とは、周知・教育、相談窓口の真摯な対応、公平な事実調査、ハラスメントの事実が判明した場合の速やかな人事異動等の人事権の行使など様々な労務管理のことを指します。ハラスメントが起きてから準備するのでは手遅れです。

まず社内におけるハラスメントの知識・理解度を高め、今後の対策を検討していきましょう。

ハラスメント対策の第一歩は社内研修から！がおすすめです。



### 社内研修を行うメリット

- ・従業員の知識と理解を一度で深めることができる
- ・事業主と従業員のベクトルを合わせることができる
- ・職場のコミュニケーションの重要性に気づくことができる
- ・専門家に任せれば人事担当者の研修準備時間は不要
- ・専門家に任せれば他社の傾向や関連知識も得られる

どんな内容の研修が必要？場所は？人数は？費用は？時間はどの位必要？

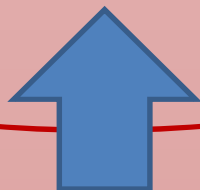
まずは

**THE STAR社会保険労務士法人**にご相談下さい！  
ご要望を組み込んだオーダーメイドの研修をご提案します



## ハラスメントが企業に及ぼす影響

損害賠償当責任⇒企業イメージダウン  
人材流出  
採用困難  
他の社員への心理的悪影響⇒生産性悪化



**事業主として対策が必要  
放置した場合責任を問われます！**



ハラスメント対応で怖いのが二次被害です。プライバシーを十分配慮して相談対応ができる環境を整えることが重要です。また事実関係の調査は、あくまで公平・公正な視点で対応できるような担当者を配置することが必要です。職場内でハラスメントの被害にあったら、見かけたら、私達一人一人がハラスメントを防ぐために考えるべきことは何か、研修を通じて理解を深め、職場のみんなでハラスメントの無い職場環境を作っていきましょう。

**お電話又はホームページのお問い合わせフォームから  
お気軽にお問い合わせください。**

**THE STAR社会保険労務士法人**

新宿区若葉1-6-1ビズネスガーデン四ツ谷アネックス ☎03-5366-4748

ホームページもご覧下さいURL: <http://www.the-star-office.com>

